

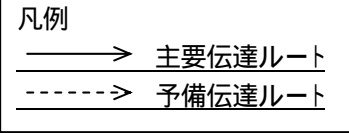
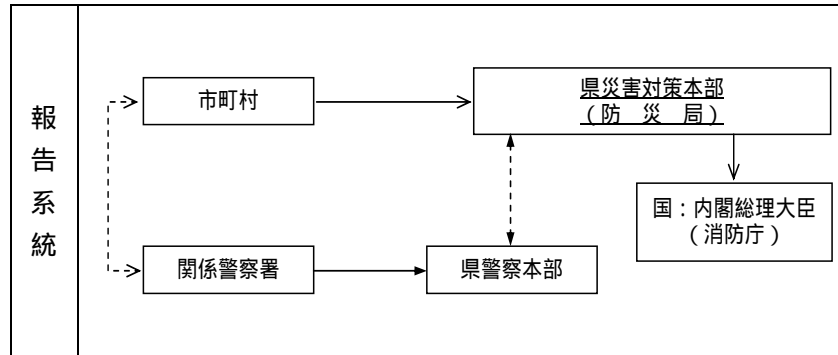
現 行

改 正 案

166

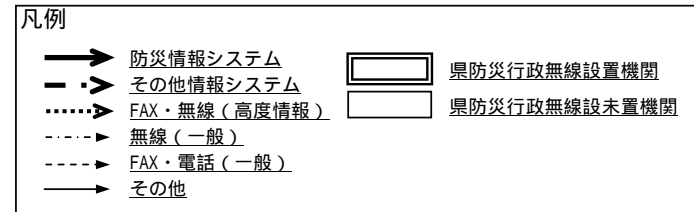
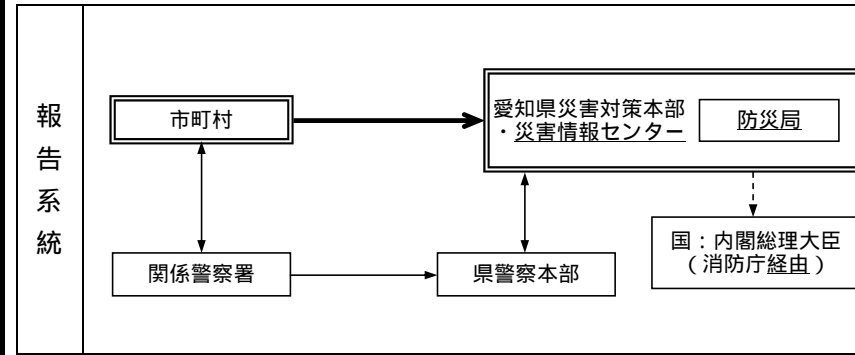
伝達要領

1 人、住家被害等
(図中)



伝達要領

1 人、住家被害等
(図中)



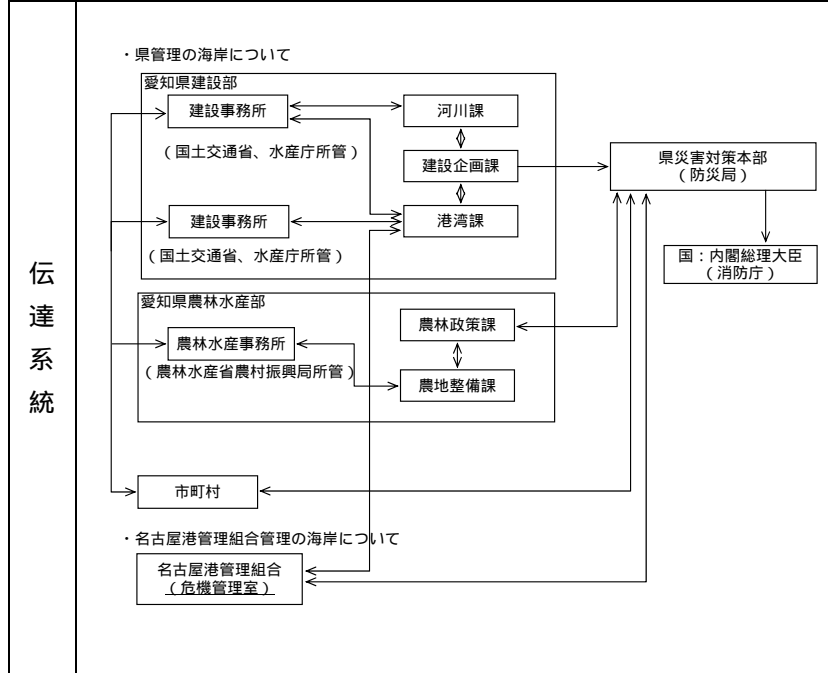
現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行		改 正 案	
167	<p>2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害</p> <p>(1) 河川被害</p> <p>伝達を要する場合 愛知県災害対策本部は又は市町村災害対策本部が設置された場合で、重大な被害(河川管理施設の損壊、河川の堤防が破堤又は越水が生じたとき等。)が発生したとき、及び応急復旧したとき。 (略)</p> <p>(図中)</p>	<p>2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害</p> <p>(1) 河川被害</p> <p>伝達を要する場合 愛知県災害対策本部は又は市町村災害対策本部が設置された場合で、重大な被害(河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた(溢水)とき等。)が発生したとき、及び応急復旧したとき。 (略)</p> <p>(図中)</p>	<p>洪水予報に関する用語の変更 (県建設部)</p> <p>現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)</p>

現 行

168

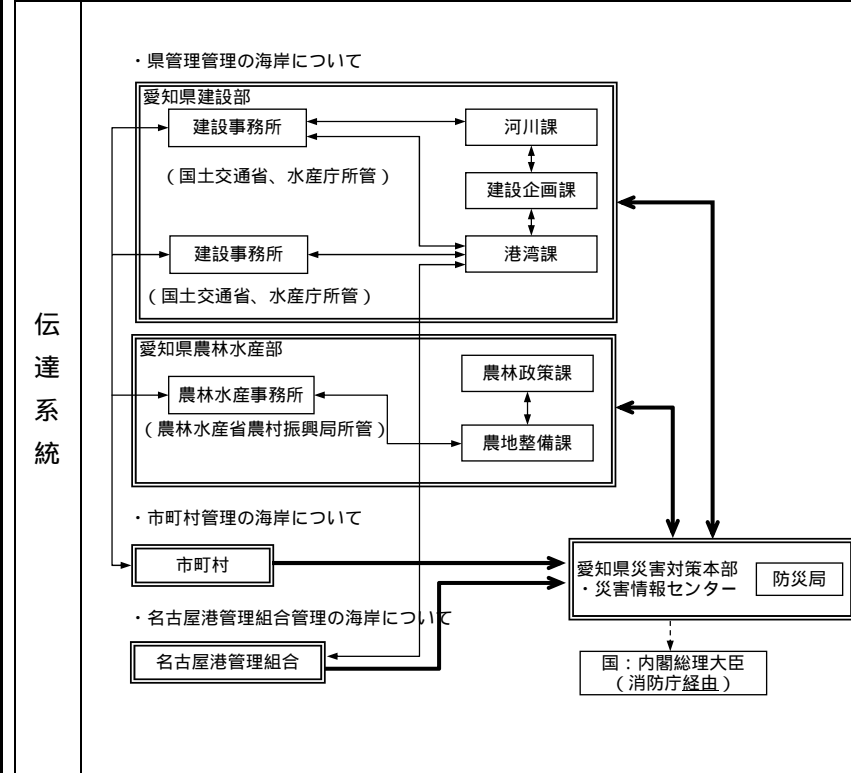
(2) 海岸被害
(図中)



伝達系統

改 正 案

(2) 海岸被害
(図中)



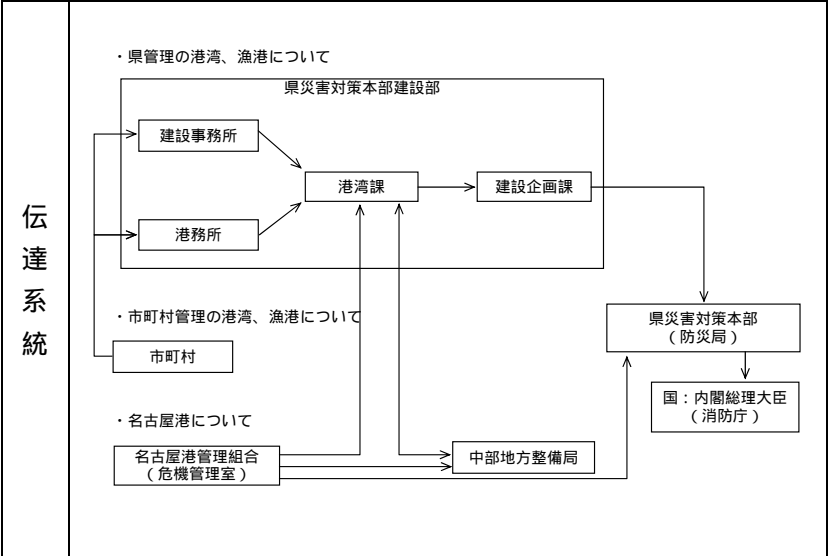
伝達系統

現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行		改 正 案	
169	<p>(3) 貯水池・ため池等被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p>	<p>(3) 貯水池・ため池等被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p>	<p>現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)</p>
	<p>(4) 砂防施設被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p>	<p>(4) 砂防施設被害 (図中)</p> <p>伝達系統</p>	<p>現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)</p>

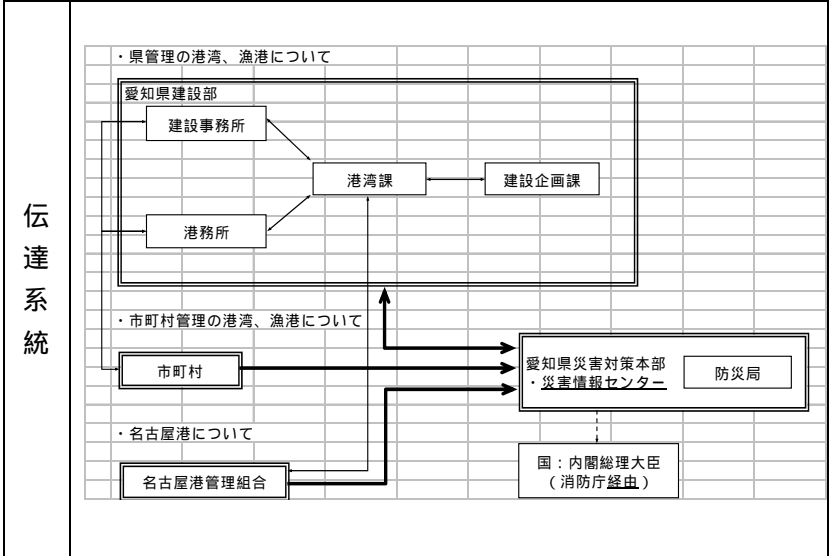
現 行

170 3 港湾及び漁港施設被害
(図中)



改 正 案

3 港湾及び漁港施設被害
(図中)

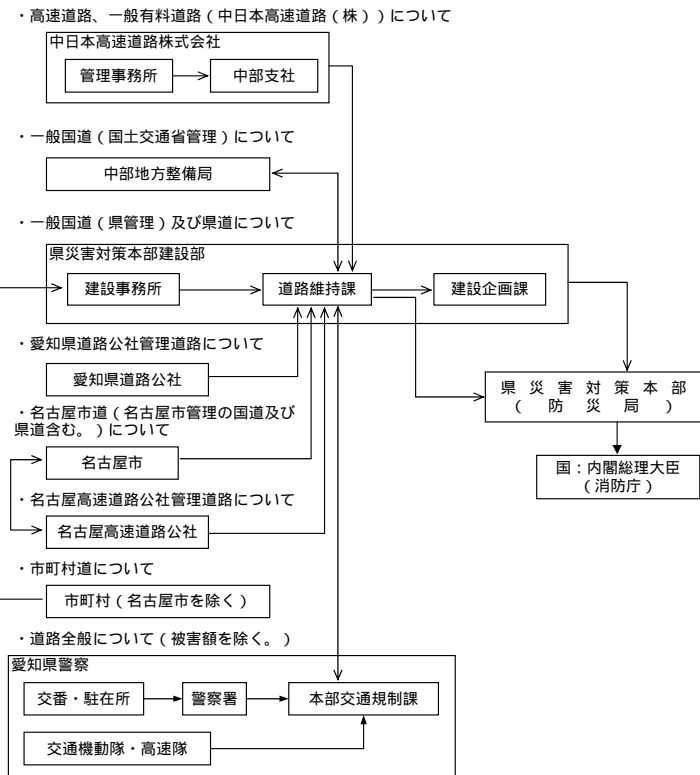


現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行

171 4 道路施設被害
(図中)

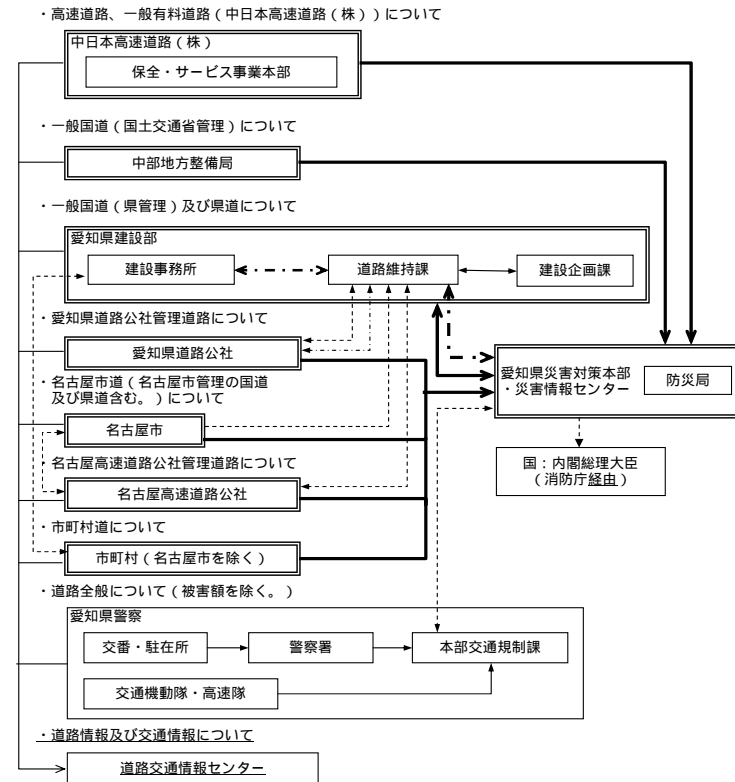
伝達系統



改 正 案

4 道路施設被害
(図中)

伝達系統

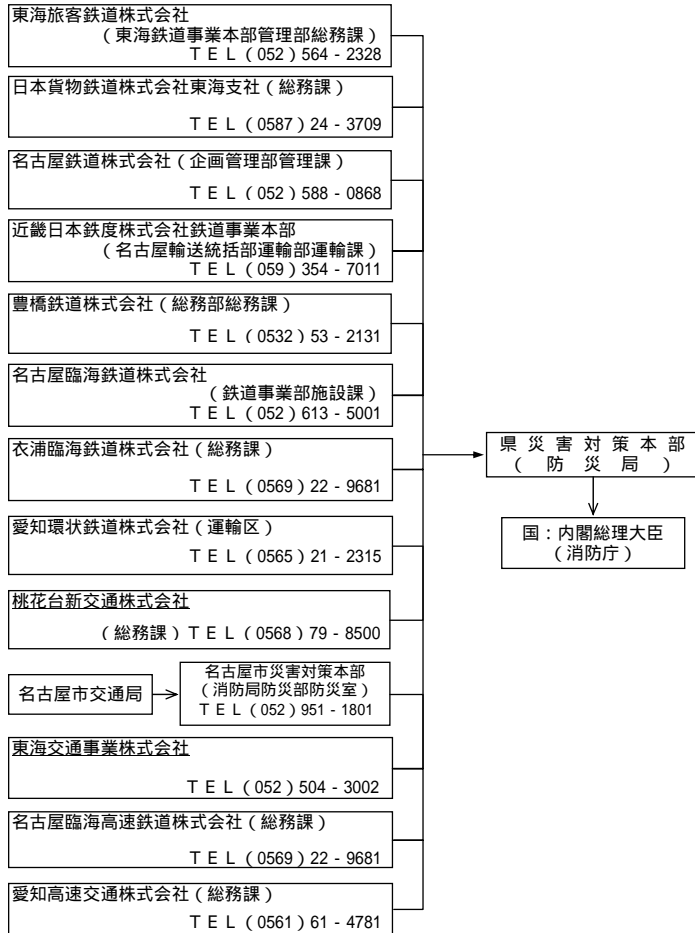


現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行

172 5 鉄道施設被害

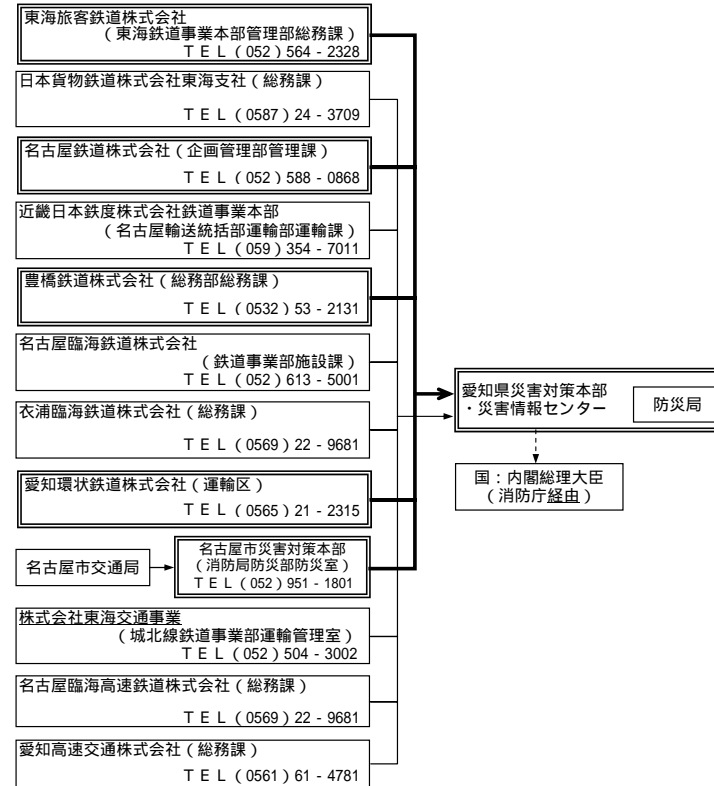
伝達系統



改 正 案

5 鉄道施設被害

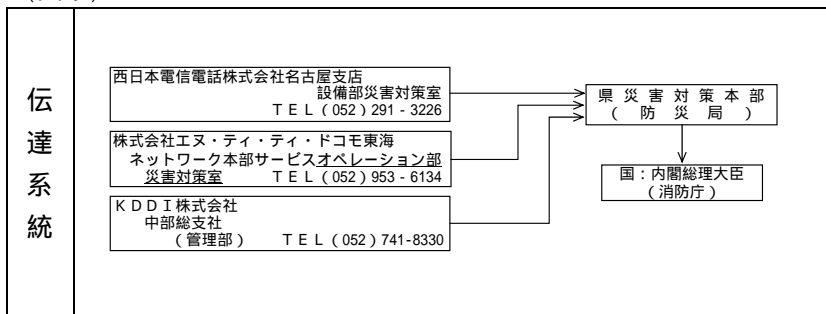
伝達系統



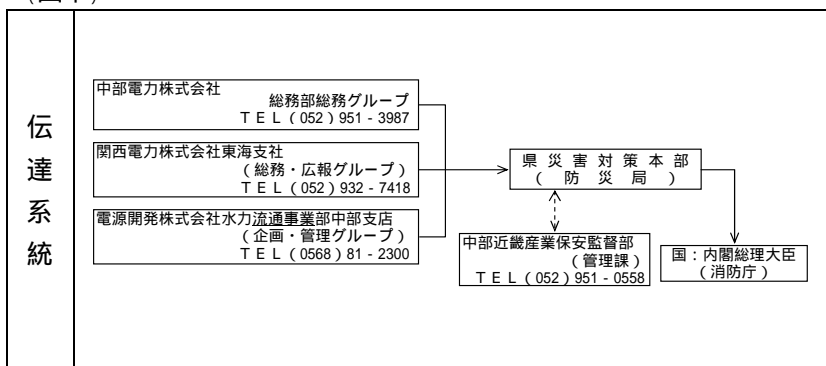
現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)

現 行

173 6 電信電話施設被害
(図中)

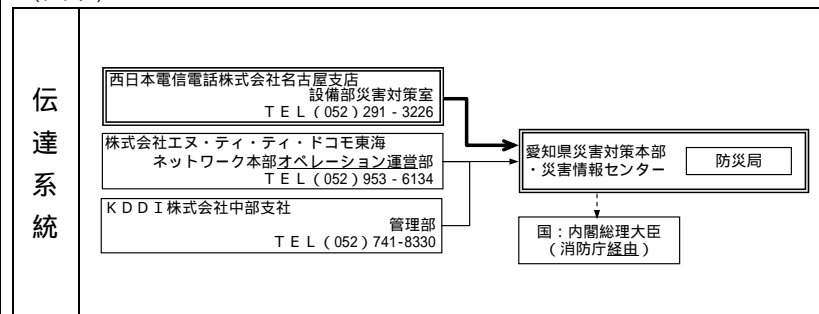


7 電力施設被害
(図中)

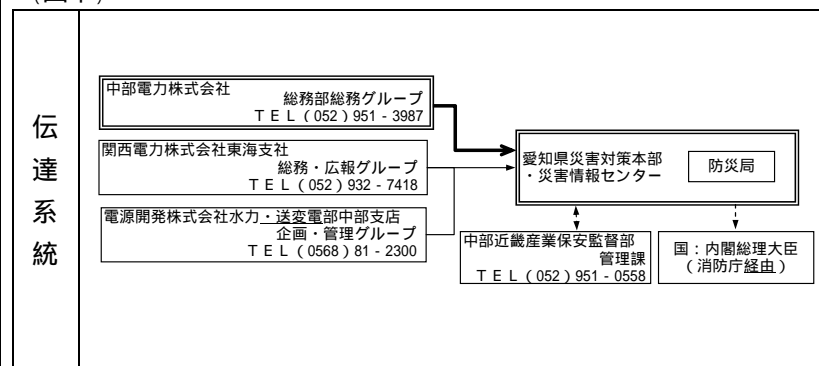


改 正 案

6 電信電話施設被害
(図中)



7 電力施設被害
(図中)



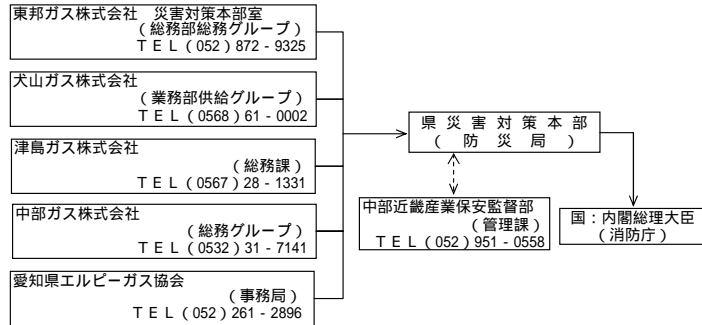
現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行

174 8 ガス施設被害
(図中)

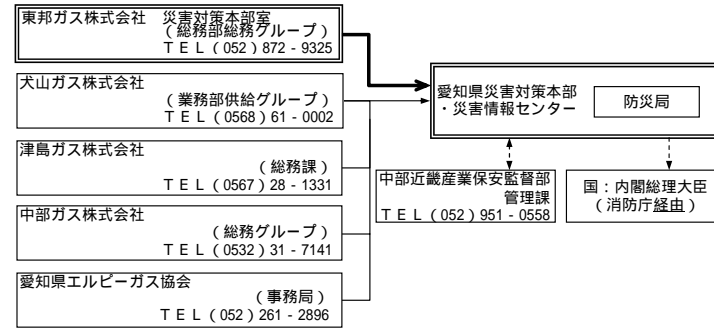
伝達系統



改 正 案

8 ガス施設被害
(図中)

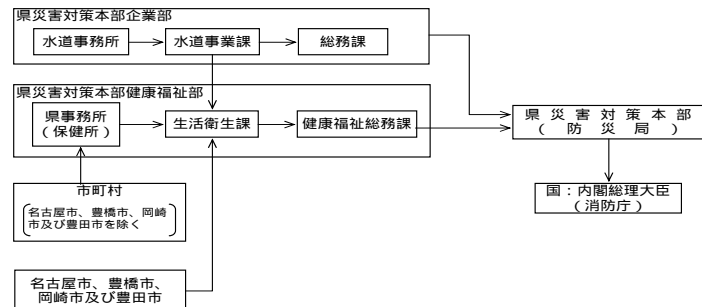
伝達系統



現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

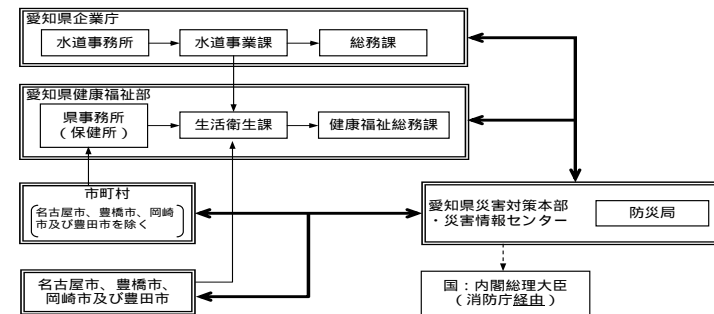
175 9 水道施設被害
(図中)

伝達系統



9 水道施設被害
(図中)

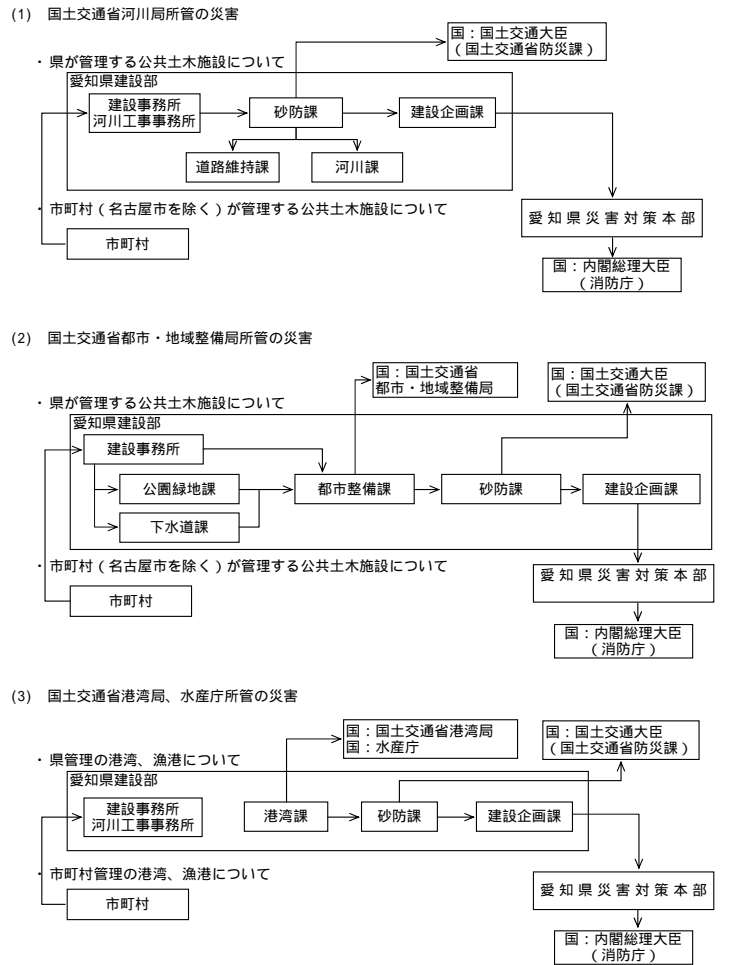
伝達系統



現行の伝達手段・システム等に合わせた整理
(県防災局)

現 行

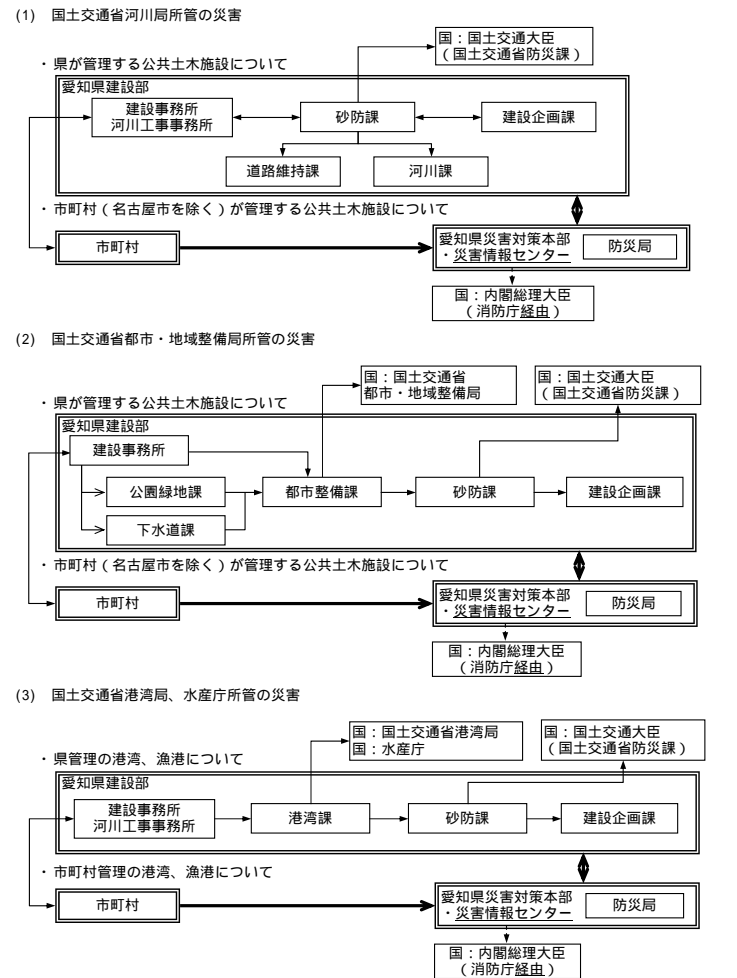
176 10 公共土木施設被害
(図中)



伝達系統

改 正 案

10 公共土木施設被害
(図中)



伝達系統

現行の伝達手段・システム等に合わせた整理 (県防災局)

現 行		改 正 案								
177	被害認定基準 (表中)	被害認定基準 (表中)	平成19年4月1日学 校教育法の一部改正 に伴い修正 (県教育委員会)							
178	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>認 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その 他</td> <td>文教施設 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分		認 定 基 準	その 他	文教施設 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>認 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その 他</td> <td>文教施設 小学校、中学校、高等学校、大学、<u>特別支援学校</u>及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	認 定 基 準	その 他
被害区分	認 定 基 準									
その 他	文教施設 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。									
被害区分	認 定 基 準									
その 他	文教施設 小学校、中学校、高等学校、大学、 <u>特別支援学校</u> 及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。									
180	5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (図中)	5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (図中)	組織改定に伴う 所掌変更 (中部地方整備局) 現状に合わせた整理 (県防災局)							
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 中部地方整備局 海域環境・海岸課 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 愛 知 県 防災局 農林水産部水産課 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 中部地方整備局 港湾空港防災・危機管理課 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 愛 知 県 防災局 農林水産部水産課 その他関係課室 </div>								

現 行		改 正 案	
183	第6章 自衛隊の災害派遣 第4節 災害派遣の要請等	第6章 自衛隊の災害派遣 第4節 災害派遣の要請等	
185	2 撤収要請 (2) 愛知県庁から連絡する場合(表中)	2 撤収要請 (2) 愛知県庁から連絡する場合(表中)	
	陸上自衛隊第10師団指令部	陸上自衛隊第10師団指令部	県が割り振っている無線について、宛先等を明確化(県防災局)
	陸上自衛隊第35普通科連帯	陸上自衛隊第35普通科連帯	第3幕僚室への直通電話の新設による(海上自衛隊)
	陸上自衛隊第10特科連隊	陸上自衛隊第10特科連隊	県が割り振っている無線について、宛先等を明確化(県防災局)
	海上自衛隊第8護衛隊司令部	海上自衛隊第1輸送航空隊	県が割り振っている無線について、宛先等を明確化(県防災局)

現 行		改 正 案					
203	<table border="1"> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>(加入電話) 課業時間内外共通 046-823-1009 (オペレーション直通)</td> </tr> </table>	海上自衛隊横須賀地方総監部	(加入電話) 課業時間内外共通 046-823-1009 (オペレーション直通)	<table border="1"> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721</td> </tr> </table>	海上自衛隊横須賀地方総監部	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721	県が割り振っている無線について、宛先等を明確化(県防災局)
海上自衛隊横須賀地方総監部	(加入電話) 課業時間内外共通 046-823-1009 (オペレーション直通)						
海上自衛隊横須賀地方総監部	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721						
201	<p>第10章 浸水対策</p> <p>第1節 予想される被害・状況等 (略)</p> <p>このため、海面以下(TP 1メートル)の土地、特に海部郡南部の地盤沈下地帯では2.0メートルを超える浸水被害が生じることが想定される。</p> <p>(略)</p>	<p>第10章 浸水対策</p> <p>第1節 予想される被害・状況等 (略)</p> <p>このため、海面以下(TP 1メートル)の土地、特に海部地方南部の地盤沈下地帯では2.0メートルを超える浸水被害が生じることが想定される。</p> <p>(略)</p>	想定される地域が郡に留まらないため修正(県防災局)				
203	<p>第11章 避難・救出</p> <p>第2節 対策</p> <p>3 津波の自衛措置</p> <p>沿岸市町村においては、強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p> <p>(1) 市町村長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告等を行うこと。</p> <p>(2) 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	<p>第11章 避難・救出</p> <p>第2節 対策</p> <p>3 津波の自衛措置</p> <p>沿岸市町村においては、強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p> <p>(1) 市町村長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。</p> <p>(2) 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成17年3月内閣府・消防庁)に準拠し、避難指示の明確化(県防災局)				

現 行		改 正 案	
204	<p>第12章 医療救護 第2節 基本方針</p> <p>7 県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動であって、自衛隊機などによる航空搬送時の診療、広域搬送医療拠点(ステージングケアユニット:SCU)での患者の安定化処置・搬送トリアージ等の診療、運営を含む。)における医療活動を総括するSCU本部をSCU内に設置する。</p>	<p>第12章 医療救護 第2節 基本方針</p> <p>7 県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動であって、自衛隊機などによる航空搬送時の診療、広域搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット:SCU)での患者の安定化処置・搬送トリアージ等の診療、運営を含む。)における医療活動を総括するSCU本部をSCU内に設置する。</p>	<p>東海地震応急対策活動要領に合わせた修正 (県健康福祉部)</p>

現 行		改 正 案		医療救護班数の 変更 (医師会)																																																																																								
206	第3節 対策 別表 医療救護班一覧表(表中)	第3節 対策 別表 医療救護班一覧表(表中)																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>班 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県医師会 (名古屋地区)</td> <td>194</td> <td rowspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋市医師会 (尾張地区)</td> <td>(43)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>尾北医師会</td> <td>(14)</td> </tr> <tr> <td>海部郡医師会</td> <td>(4)</td> </tr> <tr> <td>稲沢医師会</td> <td>(6)</td> </tr> <tr> <td>知多郡医師会</td> <td>(10)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>(86)</td> </tr> <tr> <td>(三河地区)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊橋市医師会</td> <td>(4)</td> </tr> <tr> <td>岡崎市医師会</td> <td>(6)</td> </tr> <tr> <td>豊川宝飯医師会</td> <td>(6)</td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>刈谷医師会</td> <td>(10)</td> </tr> <tr> <td>豊田加茂医師会</td> <td>(7)</td> </tr> <tr> <td>蒲都市医師会</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>安城市医師会</td> <td>(6)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>渥美医師会</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>(65)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	班 数	備 考	愛知県医師会 (名古屋地区)	194	(略)	名古屋市医師会 (尾張地区)	(43)	(略)	(略)	尾北医師会	(14)	海部郡医師会	(4)	稲沢医師会	(6)	知多郡医師会	(10)	小 計	(86)	(三河地区)		豊橋市医師会	(4)	岡崎市医師会	(6)	豊川宝飯医師会	(6)	碧南市医師会	(3)	刈谷医師会	(10)	豊田加茂医師会	(7)	蒲都市医師会	(3)	安城市医師会	(6)	(略)	(略)	渥美医師会	(3)	小 計	(65)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>班 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県医師会 (名古屋地区)</td> <td>255</td> <td rowspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋市医師会 (尾張地区)</td> <td>(67)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>尾北医師会</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>海部医師会</td> <td>(4)</td> </tr> <tr> <td>稲沢市医師会</td> <td>(9)</td> </tr> <tr> <td>知多郡医師会</td> <td>(8)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>(76)</td> </tr> <tr> <td>(三河地区)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊橋市医師会</td> <td>(23)</td> </tr> <tr> <td>岡崎市医師会</td> <td>(16)</td> </tr> <tr> <td>豊川宝飯医師会</td> <td>(8)</td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>刈谷医師会</td> <td>(10)</td> </tr> <tr> <td>豊田加茂医師会</td> <td>(13)</td> </tr> <tr> <td>蒲都市医師会</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>安城市医師会</td> <td>(12)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>渥美医師会</td> <td>(7)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>(112)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	班 数	備 考	愛知県医師会 (名古屋地区)	255	(略)	名古屋市医師会 (尾張地区)	(67)	(略)	(略)	尾北医師会	(3)	海部医師会	(4)	稲沢市医師会	(9)	知多郡医師会	(8)	小 計	(76)	(三河地区)		豊橋市医師会	(23)	岡崎市医師会	(16)	豊川宝飯医師会	(8)	碧南市医師会	(3)	刈谷医師会	(10)	豊田加茂医師会	(13)	蒲都市医師会	(3)	安城市医師会	(12)	(略)	(略)	渥美医師会	(7)	小 計	(112)		
機 関 名 等	班 数	備 考																																																																																										
愛知県医師会 (名古屋地区)	194	(略)																																																																																										
名古屋市医師会 (尾張地区)	(43)																																																																																											
(略)	(略)																																																																																											
尾北医師会	(14)																																																																																											
海部郡医師会	(4)																																																																																											
稲沢医師会	(6)																																																																																											
知多郡医師会	(10)																																																																																											
小 計	(86)																																																																																											
(三河地区)																																																																																												
豊橋市医師会	(4)																																																																																											
岡崎市医師会	(6)																																																																																											
豊川宝飯医師会	(6)																																																																																											
碧南市医師会	(3)																																																																																											
刈谷医師会	(10)																																																																																											
豊田加茂医師会	(7)																																																																																											
蒲都市医師会	(3)																																																																																											
安城市医師会	(6)																																																																																											
(略)	(略)																																																																																											
渥美医師会	(3)																																																																																											
小 計	(65)																																																																																											
機 関 名 等	班 数	備 考																																																																																										
愛知県医師会 (名古屋地区)	255	(略)																																																																																										
名古屋市医師会 (尾張地区)	(67)																																																																																											
(略)	(略)																																																																																											
尾北医師会	(3)																																																																																											
海部医師会	(4)																																																																																											
稲沢市医師会	(9)																																																																																											
知多郡医師会	(8)																																																																																											
小 計	(76)																																																																																											
(三河地区)																																																																																												
豊橋市医師会	(23)																																																																																											
岡崎市医師会	(16)																																																																																											
豊川宝飯医師会	(8)																																																																																											
碧南市医師会	(3)																																																																																											
刈谷医師会	(10)																																																																																											
豊田加茂医師会	(13)																																																																																											
蒲都市医師会	(3)																																																																																											
安城市医師会	(12)																																																																																											
(略)	(略)																																																																																											
渥美医師会	(7)																																																																																											
小 計	(112)																																																																																											
207	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>班 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>18</td> <td rowspan="3">(略) (全国救護班編成数481班)</td> </tr> <tr> <td>名古屋第一赤十字病院</td> <td>(9)</td> </tr> <tr> <td>名古屋第一赤十字病院</td> <td>(9)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>232</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	班 数	備 考	日本赤十字社愛知県支部	18	(略) (全国救護班編成数481班)	名古屋第一赤十字病院	(9)	名古屋第一赤十字病院	(9)	(略)			合 計	232		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>班 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>19</td> <td rowspan="3">(略) (全国救護班編成数483班)</td> </tr> <tr> <td>名古屋第一赤十字病院</td> <td>(10)</td> </tr> <tr> <td>名古屋第一赤十字病院</td> <td>(9)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>292</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	班 数	備 考	日本赤十字社愛知県支部	19	(略) (全国救護班編成数483班)	名古屋第一赤十字病院	(10)	名古屋第一赤十字病院	(9)	(略)			合 計	292																																																											
機 関 名 等	班 数	備 考																																																																																										
日本赤十字社愛知県支部	18	(略) (全国救護班編成数481班)																																																																																										
名古屋第一赤十字病院	(9)																																																																																											
名古屋第一赤十字病院	(9)																																																																																											
(略)																																																																																												
合 計	232																																																																																											
機 関 名 等	班 数	備 考																																																																																										
日本赤十字社愛知県支部	19	(略) (全国救護班編成数483班)																																																																																										
名古屋第一赤十字病院	(10)																																																																																											
名古屋第一赤十字病院	(9)																																																																																											
(略)																																																																																												
合 計	292																																																																																											

現 行		改 正 案	
208	第13章 救援 第3節 食糧の供給 2 対策	第13章 救援 第3節 食料の供給 2 対策	誤記修正 (県農林水産部)
210	(1) 主食等の備蓄 乾パン、米飯缶詰、 <u>冷凍パン</u> を始めとして、食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。	(1) 主食等の備蓄 乾パン、米飯缶詰、 <u>フリーズドライ</u> を始めとして、食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。	現状に合わせた修正 (県農林水産部)
211	(4) 副食品、調味料の調達あっせん 広域かつ重大な被害により副食品等の供給に異常が生ずるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めてその確保を図るとともに、市町村等からの要請に応じ、調達あっせん措置を講ずる。	(4) 副食品、調味料の調達あっせん 広域かつ重大な被害により副食品等の供給が困難となるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めてその確保を図るとともに、市町村等からの要請に応じ、調達あっせん措置を講ずる。	現状に合わせた修正 (県農林水産部)
211	(図中) <u>炊出し</u>	(図中) <u>炊き出し</u>	

現 行		改 正 案																																																																																				
232	第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 別表:交通規制対象路線	第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 別表:交通規制対象路線	国道23号線の 延長に伴う起 点の変更 (県警察)																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線名・路線番号</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>距離 (Km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">最 優 先 路 線</td> <td>東名・名神高速道路</td> <td>豊川IC (静岡県境)</td> <td>一宮IC (岐阜県境)</td> <td>106.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(国)23号</td> <td>豊橋市大崎町 (大清水町交差点)</td> <td>弥富市 (三重県境)</td> <td>83.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>21路線</td> <td></td> <td>764.2</td> </tr> <tr> <td>優 先 路 線</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重 点 路 線</td> <td>小計</td> <td>93路線</td> <td></td> <td>1055.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>129路線</td> <td></td> <td>2265.1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離 (Km)	最 優 先 路 線	東名・名神高速道路	豊川IC (静岡県境)	一宮IC (岐阜県境)	106.4		(略)			(国)23号	豊橋市大崎町 (大清水町交差点)	弥富市 (三重県境)	83.0		(略)				小計	21路線		764.2	優 先 路 線		(略)			重 点 路 線	小計	93路線		1055.5		合計	129路線		2265.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線名・路線番号</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>距離 (Km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">最 優 先 路 線</td> <td>東名・名神高速道路</td> <td>豊川IC (静岡県境)</td> <td>一宮IC (岐阜県境)</td> <td>106.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(国)23号</td> <td>豊橋市大崎町 (野依IC)</td> <td>弥富市 (三重県境)</td> <td>98.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>21路線</td> <td></td> <td>779.3</td> </tr> <tr> <td>優 先 路 線</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align:center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重 点 路 線</td> <td>小計</td> <td>93路線</td> <td></td> <td>1055.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>129路線</td> <td></td> <td>2280.2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離 (Km)	最 優 先 路 線	東名・名神高速道路	豊川IC (静岡県境)	一宮IC (岐阜県境)	106.4		(略)			(国)23号	豊橋市大崎町 (野依IC)	弥富市 (三重県境)	98.1		(略)				小計	21路線		779.3	優 先 路 線		(略)			重 点 路 線	小計	93路線		1055.5		合計	129路線		2280.2
区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離 (Km)																																																																																		
最 優 先 路 線	東名・名神高速道路	豊川IC (静岡県境)	一宮IC (岐阜県境)	106.4																																																																																		
		(略)																																																																																				
	(国)23号	豊橋市大崎町 (大清水町交差点)	弥富市 (三重県境)	83.0																																																																																		
		(略)																																																																																				
	小計	21路線		764.2																																																																																		
優 先 路 線		(略)																																																																																				
重 点 路 線	小計	93路線		1055.5																																																																																		
	合計	129路線		2265.1																																																																																		
区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離 (Km)																																																																																		
最 優 先 路 線	東名・名神高速道路	豊川IC (静岡県境)	一宮IC (岐阜県境)	106.4																																																																																		
		(略)																																																																																				
	(国)23号	豊橋市大崎町 (野依IC)	弥富市 (三重県境)	98.1																																																																																		
		(略)																																																																																				
	小計	21路線		779.3																																																																																		
優 先 路 線		(略)																																																																																				
重 点 路 線	小計	93路線		1055.5																																																																																		
	合計	129路線		2280.2																																																																																		
244	第27章 都市ガス施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (2) ガス供給停止 導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止(個別遮断)を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。	第27章 都市ガス施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (2) ガス供給停止 導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。	現行実施内容 に修正 (東邦ガス)																																																																																			